

7 / 7 (火) ~ 7 / 12 (日) の行事

報道発表資料の配付日時 7月7日(火) 14時00分

発表項目 (行事名)	全道交通死亡事故多発警報の発表について											
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者										
		発表場所										
概要	<p>○ 全道で7月5日から6日までの2日間で4件の交通死亡事故が発生し、6の方が亡くなりました。このことにより、警報発表基準に達したことから、全道の交通死亡事故多発警報を発表しました。 発表内容の詳細は別紙のとおりです。</p> <p>・警報期間：令和2年7月7日(火)～7月12日(日)の6日間</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">7月5日：3件</td> <td style="width: 35%;">当別町1人死亡 赤井川村1人死亡</td> <td style="width: 35%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>札幌市3人死亡</td> <td></td> </tr> <tr> <td>7月6日：1件</td> <td>札幌市1人死亡</td> <td></td> </tr> </table> <p>※参考 交通死亡事故多発警報の発表基準(全道)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 3日間で5件以上 ・ 3日間で2件以上かつ6人以上の死者 <p>関係機関・団体による街頭啓発を次のとおり実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 7月7日(火) 16:00～16:30 札幌市中央区北4条西5丁目付近歩道上(アスティ45前交差点) ・ 7月10日(金) 16:00～16:30 札幌市中央区北3条西4丁目付近歩道上(道庁東門前) <p>※雨天時は、中止とします</p>			7月5日：3件	当別町1人死亡 赤井川村1人死亡			札幌市3人死亡		7月6日：1件	札幌市1人死亡	
7月5日：3件	当別町1人死亡 赤井川村1人死亡											
	札幌市3人死亡											
7月6日：1件	札幌市1人死亡											
参考	昨日、石狩振興局管内で発表した交通死亡事故多発警報については、本日、全道警報に移行しました。											

報道(取材)に当たってのお願い	道民への注意喚起を促すため、積極的な報道をお願いします。		
他のクラブとの関係	同時配付	(場所)	
	同時レク		

担当 (連絡先)	環境生活部くらし安全局道民生活課(担当者：富樫 崇) TEL ダイヤルイン 011-204-5219 内線 24-160		
-------------	--	--	--

全道「交通死亡事故多発警報」の発表について

令和2年7月7日
北海道

項目	内容	備考
1 警報発表事由等	<p>(1) 交通死亡事故発生状況</p> <p>① 令和2年7月5日(日)午前10時44分ころ 石狩郡当別町字青山奥無番地先路上 大自二(単独衝突) 死者1人(大自二運転者 52歳男性)</p> <p>② 令和2年7月5日(日)午後2時35分ころ 余市郡赤井川村字常盤360番地先路上 大自二(単独衝突) 死者1人(大自二運転者 22歳男性)</p> <p>③ 令和2年7月5日(日)午後6時44分ころ 札幌市東区東雁来12条2丁目無番地先路上 普通乗用×普通貨物(出会い頭) 死者3人(普通乗用運転者 72歳男性、普通貨物運転者 32歳男性、普通貨物同乗者 39歳男性)</p> <p>④ 令和2年7月6日(月)午後3時16分ころ 札幌市中央区南7条西6丁目6番地先路上 普通貨物×自転車(出会い頭) 死者1人(自転車運転者 8歳女性)</p> <p>(2) 警報発表 全道における交通死亡事故件数及び死者数が2日間で4件6人となり、警報発表基準に達したことから、道警本部と協議して、7日に北海道知事名で交通死亡事故多発警報を発表しました。</p>	<p>※警報発表 7月7日 14:00</p> <p>※全道の警報発表基準 3日間で2件以上で6人以上</p> <p>※本年の全道警報は2回目 (前回3/19～3/25)</p> <p>※7/6現在 ・本年死者 60人 ・前年比 +2人</p>
2 警報期間	令和2年7月7日(火)～7月12日(日)までの6日間	
3 各機関による推進事項(案)	<p>(1) 北海道 ・関係機関・団体への周知 ・緊急対策会議の開催及び開催に合わせた啓発活動 ・広報車を活用した広報啓発活動の実施 ・自治体、安協、安管等の交通関係機関・団体と合同のパトライト作戦の実施</p> <p>(2) 市町村 ・広報車等を活用した地域住民への周知 ・公共施設等における交通事故防止啓発活動の実施 ・交通指導員等による街頭指導の強化</p> <p>(3) 北海道警察 ・交通指導取締り活動の強化 ・幹線道路におけるレッド警戒活動等の「見せる警戒活動」の徹底 ・交通安全情報の発信 ・道路情報板(小型情報板)を活用した地域住民への周知 ・交通安全アドバイザーを活用した情報発信や道路情報センターへの情報提供</p> <p>(4) 道路管理者 ・道路情報提供板による警報周知</p> <p>(5) 安協、安管、トラック協会等 ・パトライト作戦の実施 ・事業所への警報発表周知と交通事故防止指導等</p>	
4 運転者等への注意喚起のお願い	<p>○ 自動車・二輪車は速度出し過ぎに注意する。</p> <p>○ 交差点では、信号に従い、また、一時停止で必ず停止し、確実に安全確認する。</p>	